

避難行動要支援者とは？

災害発生時に自力での避難が難しく、避難行動をとることに支援が必要とされる方です。大洲市では次のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」として定めています。

※施設等に入所されている方を除きます。

- ① 身体障がい者手帳 1級又は2級の交付を受けている方
- ② 療育手帳(知的障がい者) A又はB(中度)の交付を受けている方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方
- ④ 介護保険制度の要介護度 3、4又は5の認定を受けている方
- ⑤ 75歳以上の高齢者のみの世帯で、災害時に避難の支援を「希望する方」
- ⑥ 上記対象者以外で避難の支援を「希望する方」であり、市が避難に特別な配慮及び援護が必要と認められる方

※⑤⑥の方は、名簿登録申請書を記入し、市役所(危機管理課)に提出する必要があります。

名簿情報の内容は？

「避難行動要支援者」となる方の次の情報を記載しています。

- ①住所 ②氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤行政区
 - ⑥名簿対象者・名簿登録希望者の区別
- ※障がい等の種別や内容については記載していません。



名簿情報の提供先は？

「避難行動要支援者」の方が、災害時に可能な限り地域での避難等の支援を受けられるように、避難支援等関係者から名簿情報の提供の申出があった場合は、次の関係機関や団体の長に名簿情報を提供します。

【名簿情報提供先(避難支援等関係者)】

大洲消防署、大洲警察署、民生・児童委員、大洲市社会福祉協議会、大洲市消防団、大洲市自主防災組織又は自治会

避難支援等関係者とは？

避難支援等関係者は、災害が発生しそうなきや発生したときに、「避難行動要支援者」の方の安否を確認したり、一緒に避難するなどの支援を心がけていただく方や、地域で避難支援の方法等を考えていただく方です。

名簿情報に加えて欲しい場合

- ①大洲市避難行動要支援者名簿登録申請書を提出していただきます。
- ②「名簿登録申請書」は、市役所関係各課や各支所地域振興課で配布又はホームページからもダウンロードすることができます。申請書に必要事項を記入後、市役所危機管理課にご提出ください。

名簿情報から除いて欲しい場合

- ①市役所危機管理課防災係にご連絡ください。
- ②連絡方法(問い合わせ方法)
電話 24-1742 FAX 24-2122
メール等いずれの方法でもかまいません。
※代理での申出でもかまいません。

避難行動要支援者名簿情報の提供(イメージ)

避難行動要支援者名簿対象者

- ・身体障がい者手帳1・2級
- ・療育手帳A・B(中度)
- ・精神保健福祉手帳1級
- ・介護保険要介護度3・4・5

名簿登録希望者

- ・上記対象以外で災害時に避難の支援を希望される方
- 高齢者のみの世帯の方
妊産婦・乳幼児を抱える方など

避難支援

対象者に通知
(郵送)

名簿情報の外部提供に
不同意の場合は連絡

登録申請書の提出



大洲市



名簿情報の作成

避難支援等関係者

- ・安否確認体制の構築
- ・避難行動要支援者マップの作成
- ・避難支援体制の構築
- ・個人プランの作成 など

申出書の提出

名簿情報の交付

外部提供用名簿情報

- ・申出書の審査

管理方法
保管場所の確認
活用例の説明及び確認
・覚書の締結

地域で避難行動要支援者を支える仕組みを作ろう!!